

農業委員会だより



平成21年12月からの新しい農地制度のもとで、農地転用規制が厳格化されました。厳格化の例としては、学校、社会福祉施設、庁舎などの公共施設も許可の対象になりました。

農地を転用する場合には農地法の許可が必要ですが、許可を受けないで行われるいわゆる「無断転用」が後を絶ちません。農業者をはじめ、開発などに携わる人も農地転用許可制度を正しく理解して、法令厳守に努める必要があります。

◆農地転用とは

農地を住宅や工場などの建物敷地、資材置場、駐車場、墓地、道水路、山林など農地以外の用地に転換することです。なお、一時的に資材置場や砂利採取場などに利用することも転用になります。



区分	法令	申請内容	備考
売買 賃貸借	農地法 第3条	農地を農地として売買する場合、または賃貸借などにより権利を設定する場合 (贈与含む。農業経営基盤促進法による権利設定は除く。)	(農業委員会許可) 【許可基準】 下限面積30アール以上、 農作業従事日数150日など
転用	農地法 第4条	農地の所有者が自ら農地を転用する場合 (自分の農地を住宅・駐車場などに転用)	(県知事許可)
	農地法 第5条	農地の転用を目的とした賃貸・売買を行う場合(事業者などが農地を買って転用)	(県知事許可)
農地形状変更		農家の方が、自己所有地で段差のある田や畑に自ら客土や切土し、耕作しやすいように農地を改良する場合、農業委員会へあらかじめ「農地形状変更届出」を提出した上で、形状変更を行うようにお願いします。 ※農地を農地として使用することが条件です。	
非農地証明		非農地とは、土地登記簿上の地目が農地(田・畑)で、その現状が農地以外の土地になっているもので、 <u>一定の条件を満たしている場合</u> 、非農地として証明を受けることができる土地です。(証明料2,000円)	

◆申請から許可までの流れ

毎月20日に締め切り、翌月の7日前後に開催する農業委員会で審議し、可否の判断をします。
また、転用の農地法第4条および第5条申請は、農業委員会で可決した場合、意見を付して10日までに県知事に送付します。県知事は農地法の許可基準により審査し、月末に開催される「高知県農業会議」の意見を聞いたうえで、転用の可否を判断します。

◆農業用施設の建築

自分の農地に農業用施設(200㎡未満)を建築する場合は、許可不要となっていますが、農地によつては農地法以外の各法令が関連する場合がありますので、建築を予定されている方は、農業委員会までご相談ください。

なお、200㎡以上や自分の農地以外に建築する場合は転用許可が必要です。

◆農地の相続などに関する届け出

平成21年12月15日に改正農地法が施行され、相続や時効取得など、農地法の許可を要しない権利取得については、農地のある農業委員会に届け出をしなければならぬことになりました。

「届出書」は農業委員会または佐賀支所地域住民課にあります。
※この届け出は、権利取得の効力を発生させるものではありません。所定の登記手続きが別に必要になります。

問 農業委員会事務局

☎ 43-1888

または、地元農業委員まで